

(仮称) ぎふ木の国・山の国県産材利用促進条例（案）の概要に対するパブリック・コメント結果

意見募集期間：令和4年10月6日～11月4日

いただいたご意見：34名、82件

いただいたご意見については、その要旨を記載しています。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	近年はバイオマス発電について、ヨーロッパでは賛否両論あるようで、推進すると言い切ってしまうとよいものなのか少し気になった。一方で、概存するバイオマス発電所が建てられた当時と現状が変わっていることもあり、既にバイオマス発電所にお勤めの方々のことも守りつつ、良い展開が迎えられる政策をお願いしたい。	木質バイオマスの利用促進については、カスケード利用（質の良い木材は柱等に使用し、低質の木材を燃料用途とすること）や多段階利用（まず製品の原材料として利用し、再使用等し、最終的にエネルギー利用すること）を促進します。
2	5 県の主要な施策（11）炭素貯蔵量の認定は、昨今の時代、誠に有意義な行動であると考えている。建築物、木製品のみならず、木材のあらゆる分野、例えば「岐阜県の林業」、「木材製品製造業出荷額」等の炭素貯蔵による地球温暖化防止への貢献度を公表してはどうか。	森林による二酸化炭素吸収量については、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を定める際に、具体的な数字を挙げて貢献度を明示するとともに、県として積極的に森林吸収源対策に取り組むことも明示しています。 一方で、木材製品製造業出荷額については、木材製品は最終的に建築物、木製品として利用されるため、二重計上を避けるため、建築物、木製品において、炭素貯蔵量を認定します。
3	市内の施工業者から「ぎふの木で家づくり支援事業」について費用対効果が低いとの意見が多く見受けられる。施工業者の申請に要する負担軽減や、ひいては施主により多くの還元ができる制度への見直しをお願いしたい。	毎年、250件程度の申請をいただいておりますが、一定の要望があると認識していますが、申請方法等の手続きの負担軽減等については、今後も引き続き検討します。
4	3 関係者の責務等（2）森林所有者の役割について、所有者、所有界の明確化等「管理」の概念を謳う必要はないか。また、「活用」は責務ではないかもしれないが、必要ないか。	岐阜県森林づくり基本条例（以下、「基本条例」という。）第6条（森林所有者の役割）に、「その所有する森林の適正な管理に努める」と規定されているため、本条例では、「管理」を位置付けず、作業道等も含めた森林の「整備及び保全」を規定しました。 なお、「活用」について、基本条例第15条に森林空間の利用の促進が規定されているため、本条例には、規定しないこととしました。
5	5 県の主な施策（5）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保について、末尾の「等」は必要か。	5 県の主な施策（5）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保に示した4項目以外の施策を想定しています。
6	5 県の主な施策（6）法令に適合して伐採された県産材の流通及び利用の促進について、サプライチェーン等事業者の支援等必要な施策は必要ないか。また、合法木材等への普及啓発は事業者にも必要でないか。	サプライチェーン等事業者の支援等必要な施策については、（5）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保において、位置付けることとしています。また、事業者への普及啓発は、「森林所有者等への周知」に位置付けています。
7	5 県の主な施策（7）木質バイオマスの利用促進について、脱炭素化には木質バイオマスの利用は必要であるが、木質バイオマスに偏った木材利用は好ましくないと思われる。製材、合板、パルプ、バイオマス、これらすべては県産材の利用促進に欠かせないものであり、バランスの取れた利用が木材の効率的利用に不可欠であると考えている。県産材利用推進計画の中にぜひ定めていただきたい。	木質バイオマスの利用にあたり、カスケード利用や多段階利用を促進します。 また、推進計画に木質バイオマスのカスケード利用や多段階利用について位置付けます。
8	県産材の利用促進は非常に重要であるが、例えば擁壁や道路施設など、屋外で雨風、日光にさらされる場所での利用は、腐朽等劣化が早く維持管理に費用がかかるだけでなく、せっかく貯蔵した炭素を短期間で放出することにもつながる。については、県産材利用を促進する際には、適切な利用方法も普及啓発するとともに、「推進計画」を策定する際には、例えば建設工事では屋外での利用は控えることを想定した目標値とするなど、適切な利用促進に努めていただきたい。	擁壁や道路施設など屋外での適切な県産材利用及び維持管理等について、推進計画に位置付けます。
9	県はこれまで、「林業事業者」や「建築関係事業者」の人材育成・確保に積極的に取り組まれてきたが、今後は他産業と同様に人材不足が課題の「木材産業事業者」の人材育成・確保にも取り組んでいくことは、重要なことだと考える。については、必要な施策を企画する際には、関係者の意見を丁寧に聞くとともに課題等を十分に分析し、効果的な施策を実施していただくようお願いしたい。	「木材産業事業者」の人材育成及び確保について、関係者からの意見聴取や課題の分析、効果的な施策の実施に努めます。
10	脱炭素時代に向け、林業者から川下の住宅メーカーや工務店、さらには一般の方々が、ヒノキを含めた県産材利用の意義について理解を深めることができる取組みの実施をお願いしたい。加えて、ヒノキ無垢材の優れた性能について需要者側に強く働きかけをお願いしたい。	ヒノキを含めた県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、ヒノキ無垢材の優れた性能について、岐阜県木材協同組合連合会と連携し、ヒノキやスギの横架材スパン表を活用してPRするなど需要者側への普及啓発の実施に努めます。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
11	この条例制定を機に、県産材を活用する工務店の掘り起こし、そしてサプライチェーンのボトルネックとなる「多くの工務店の木材製品の需要状況をとりまとめ需要計画を川中の製材所等に情報提供できる組織」の創設支援についての尽力をお願いしたい。	工務店に対し、県産材の活用を促すとともに、工務店からプレカット、木材流通、製材工場などが連携した県産材安定取引を行う組織の創設支援、及び工務店の組織への参画について支援します。
12	本条例の制定により、県産材の新たな活用や都市部での利用拡大につながることを期待する。	条例の制定により、県産材の新たな活用や都市部での県産材の利用拡大につながる施策を実施します。
13	木材の特徴を活かした活用方法の拡大を図ってほしい。	製造過程における二酸化炭素排出量が少ないことなど、木材の特徴について、更なる周知を行うとともに、県産材の新用途について研究開発等を進めます。
14	<p>一番重要な事は、少しでも多くの方に、基本理念の（１）の部分を理解して貰うことである。</p> <p>県産材をたくさん利用することが脱炭素につながることにについて、図など1，2枚程度で分かりやすく目を引けるような冊子などがあるとよい。</p> <p>基本理念の文言はこのままでよいと思うが、施策の方で少しでも多くの方の理解を得る必要がある。</p> <p>一般の多くの方へ情報を広げるには継続的にテレビCMを多く流すとか、SNS、インターネット、新聞紙面広告を出す等費用もかかるし簡単ではなく、国が本気でCO2を削減したいなら、国のレベルでやることかと思う。</p> <p>補助金は一時的な効果ものが多く、認識を変える方向をもっと重視しないと先々の改善効果は薄いと思う。</p>	脱炭素社会の実現など、条例策定の目的や基本理念について、チラシの作成やシンポジウムの実施などにより、県民への積極的な普及啓発に努めます。
15	人材確保、定着に対する支援を望む。認定事業体になれない規模の事業者は、特に人材確保に苦しんでいる。	人材の育成及び確保について、就労支援など、各種の施策を実施します。
16	<p>5 県の主要な施策（５）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保について、今後、県内では、多くのバイオマス発電施設が竣工するが、それら県内の需要施設への支援として、県産材原料の県内施設利用に関する施策を講じて頂きたい。（県内発電所用原料が他県の発電所に出荷されるなど、県内発電所と県内素材生産者（県内燃料材出荷者）と交わされた協定書が、ないがしろにされた県産材原料の流通となっていることがある。）</p>	林業事業者等に対し、森林経営計画の作成支援等を引き続き実施します。また、県産材原料の県内施設利用に関する施策を検討します。
17	<p>5 県の主要な施策（８）木質バイオマスの利用促進について、県内では、R2年の実績値として総伐採量に対して40%の伐採木が林地残材（未利用材）となり利用されていない。これら林地残材には、FITガイドラインでは、一般木材も含まれていると言える。この一般木材に該当する林地残材の内、「森林経営計画未策定地で、今後森林経営計画を策定し造林を行う箇所や森林経営計画は策定しないが造林を行う箇所、砂防工事対象林、木の駅プロジェクト実施地、里山整備林」などから発生する県産材を未利用材として県内FIT発電施設にて活用できるよう、証明区分の見直しなどを国へ提言していただくなど、県内木質バイオマス資源の利用促進と県内木質バイオマス施設の支援を行って頂きたい。</p>	県産材原料の県内施設利用に関する施策を検討します。
18	<p>5 県の主要な施策（８）木質バイオマスの利用促進には特に乾燥機の燃料としての木質バイオマス利用を明記してほしい。それと共に木屑炊きボイラーの経年劣化による設備投資への対応策を検討していただきたい。木材乾燥は価格への転嫁が難しく県内には老朽化した乾燥機やボイラーが多い。（設備の更新への補助）</p>	条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
19	<p>5 県の主要な施策（10）人材の育成及び確保には製材所に従事する者に対する対応も具体的に盛り込んで欲しい。また項目がないが、地域材（製品）の運搬費に対する支援も検討して欲しい。</p>	「木材産業を担うべき人材」に製材所に従事される方が含まれています。なお、条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
20	<p>5 県の主要な施策（１）建築物等における県産材の利用の促進にJAS製品の積極的な利用及び強度に影響のない欠点材を公共事業等への利用を入れて欲しい。</p>	<p>5 県の主な施策（５）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保において、品質及び性能が明確化された県産材の生産量の増加について位置付けます。</p> <p>なお、強度に影響のない欠点材の利用について、普及等に努めます。</p>
21	<p>県産材利用拡大に関する条例ができることは、県内の森林所有者として大変喜ばしいことで、県産材の利用が更に拡大することを期待する。</p> <p>県外の建物等に岐阜県産材を使用した場合でも、その量に応じ、なにがしかの助成金を手当てしてあげると「岐阜県産材を使って良かった。」と、拡大していくのではないかと。個人の住宅などは少額でいいので、森林環境譲与税を充ててはどうか。</p>	<p>現在も県外の新築県産材住宅の構造材に対し、支援しています。</p> <p>また、県外の非住宅建築物への県産材の利用に対する支援については、今後、検討します。</p>
22	<p>1 目的 2行目ほどに「理解を深め、」の後に「川上、川中、川下の連携を基に消費を拡大し、」を挿入する。</p>	事業者の役割において、「他の事業者との相互の連携」を位置付けます。
23	<p>2. 基本理念（１）の言い回しがおかしいのではないかと。</p> <p>* 「森林は」で始まっているが並びから主語に接続してないのでは、</p> <p>* 「成長過程で吸収し、及び固定し」→「成長過程で吸収し、及び光合成により固定し」</p>	<p>条文については、法律、他府県条例などを踏まえ、専門部署の審査を受けて作成しています。</p> <p>推進計画において、県民のみなさまによりわかりやすい表現で記載します。</p>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
24	3 関係者の責務等 (1) 県の責務と (2) 森林所有者の役割の間に、市町村に求めるものの表示又は指導方針の記述が欲しい。	上位法である、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第5条に地方公共団体の責務が位置付けられており、市町村の木材利用に係る責務が規定されていることから、市町村への記述は見送りしました。
25	3 関係者の責務等 (2) 森林所有者の役割について、「境界の明確化と計画管理による施業の実行」の項目を追加する。	基本条例第6条（森林所有者の役割）に、「その所有する森林の適正な管理に努める」と規定されているため、本条例では、「管理」を位置付けず、作業道等も含めた森林の「整備及び保全」を規定しました。
26	4 県産材利用推進計画の策定 (1) で、「県産材の利用の促進の進め方(ロードマップ)の作成」の項目を追加する。	推進計画には、県産材利用の促進にかかる基本的事項（趣旨、計画期間等）、目標及び具体的な施策等を位置付けます。
27	5 県の主要な施策 (2) 県の建築物等における県産材の利用のイに「使用した木製品及び既設建物の木質化の利用に努めるものとする。」を追加する。	県の建築物等の改修する場合には、推進計画に定める基準に基づき、木質化を実施する予定です。また、木製品の利用に努めることについて、条例に位置付けます。
28	5 県の主要な施策 (3) 相談体制の整備について、「県外等でも県産材の質の高さを紹介、展示、PRを実施し、都市部の消費者に伝えていく。」を挿入する。	条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
29	5 県の主要な施策 (4) 県産材利用促進協定について、「消費地と県産材利用による、有利な協定を構築し県外での利用の促進に繋げる。」を挿入する。	条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
30	5 県の主要な施策 (5) 県産材の安定的かつ持続的な供給確保について、施設・機械等の維持が大変なため、「施設の維持・整備に関すること」を挿入する。	条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
31	5 県の主要な施策 (7) 県産材等の販路の拡大について、「県外等でも県産材の質の高さを紹介、展示、PRを実施し、都市部の消費者に伝え販路の拡大を図る。」を挿入する。	条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
32	建築で多く県産材を使用することも重要だが、県民の手に触れられるところや家具などもっと身近に感じることができるような取り組みを行ってほしい。 カフェや商業施設など、県民が県産材を使いたくなるようになればよい。	県産材需要拡大施設等整備事業（ぎふの木でまちづくり支援タイプ）において、公共施設だけでなく、民間施設における県産材家具等の備品の導入についても支援をしているところですが、引き続き、県民が身近に県産材を感じられる施策を実施します。
33	公共施設などで、県産材の活用は増えていると思うが、まだまだ使用量をメインで補助事業など考えられており、継続性が少ないように感じる。 ルーバー等で使用されても県民には関心が薄いと考えられ、長期的に県産材の活用を考えた場合、家具等県民に身近に触れてもらえる場所に力を入れることは不可欠ではないか。 岐阜県は家具の産地でもあり、民間施設・オフィス等への家具等で使用し露出を増やし将来的に補助がなくても活用してもらえる土壌作りとして、今は補助を出さずという考えになると良いかと思う。	県民に身近に触れてもらえる県産材家具の導入支援は、県産材利用促進に有効であると認識しており、県産材需要拡大施設等整備事業において、公共施設だけでなく、民間施設における県産材家具等の備品の導入についても支援しています。
34	補助事業も今後民間をターゲットとした場合、年度区切りでの制度では無理が生じるケースもあり、2ヶ年度での対応、企業との協定も考慮した柔軟なルール作りを行ってほしい。	県と事業者が締結する、県産材利用促進協定に基づき、複数年にわたる事業実施への支援等を検討します。
35	FSCに関して県はどのように考えているのか知りたい。	FSCは、持続可能な森林づくりや循環型社会の構築という点で推進すべき取り組みであると考えます。 一方で、認証取得や維持に経費等の面で負担がかかることから、県では森林認証について、県有林を核としたグループ認証という形で認証の維持、拡大を進めています。
36	目的に「県民の健康と幸福」を入れるべきではないか。	「事業者及び県民の県産材利用についての理解を深め」の部分に、木材利用の効用による県民の健康と幸福実現のための施策等を含むこととしています。
37	理念や施策等に「木材の効用等への科学的なアプローチ」をしっかりと加えるべきではないか。	研究開発及び普及を規定しており、そこで木材の効用等について研究開発を行うとともに、普及啓発を実施します。
38	県産材の安定供給の為に、安定需要が必ず要るものであり、そのために付加価値の向上も欠かせないと思う。	安定供給かつ持続的な供給を確保するため、品質及び性能が明確化された県産材の生産量の増加に関する施策を実施するほか、他の施策も実施します。
39	脱炭素化を早急に達成するには、木材業界だけでなく太陽光等の再生可能エネルギーや断熱性能の向上や効率的な空調が必要であり、プロジェクトチームの必要性があるのではないか。	今後、住宅担当部局等と連携した脱炭素化の取り組みについて検討します。
40	住宅以外の木質化に非住宅やリフォーム等が考えられるが、健康面で最も優先度が高いのは、人が暮らす時間が長いオフィスや寝室にスポットを当てる必要があるのではないか。	オフィスの木質化・木製品導入については、県産材利用促進協定に基づく支援等を検討します。
41	脱炭素化と共に地震に対する備えは忘れてはならず、木造の地震や災害に弱いなどの点を早急に改善する必要があるのではないか。	近年、耐震性能や耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等により木材利用の可能性が大きく広がっており、今後、建築物等における県産材利用を促進することで、更なる技術革新等を促進します。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
42	(仮称) ぎふ木の国・山の国県産材の価値ある利用促進条例と、「価値ある」が入ると大変うれしい。	条例の名称については、法律、他府県条例などを踏まえ、専門部署審査を受けて作成しています。 なお、2 基本理念(3)に「県産材の経済的な価値の増加が図られること」を位置づけています。
43	「木材」の「価値」を考えていく岐阜県でありたいと思っている。	
44	「価値」とは、「適材適所」ということと、「生産者の思いに応える」ということと思っている。	
45	「適材適所」とは、A材・B材が、バイオマスの餌食になってはいけない。 A材はA材として。B材はB材として。C材はC材として。役割を果たすような仕組みづくりを目指す岐阜県でありたい。	
46	「適材適所」役割を果たすような仕組みづくりに、税金を投じて欲しい。	木質バイオマスの利用にあたり、カスケード利用や多段階利用を促進します。
47	たとえば、市場の木材のC材・D材のバランスと、バイオマス発電の木材使用量が折り合わないのであれば、バイオマスを停止するところに投資して、A材がちゃんと製材品として「価値ある」建材として陽の目を見る事ができるようにする。 A材までもがバイオマスに流れることで、木材が不足している事実から脱却する必要がある。	
48	「生産者の思いに応える」とは、我が子のように育てた、太くまっすぐな樹木をやたらと刻んで使用せず、太く長い木材として、高価に取り扱い、山側へ利益還元してあげる仕組みづくりをする岐阜県でありたい。	木材の規格及び品質に応じた利用は重要であると認識しており、それを進めていくため、新工法の支援や流通の支援等に努めます。
49	太く長い木材を付加価値として高価に取り扱う仕組み作りに、税金を投じて欲しい。	
50	太く長い木材を使用することを決めるのは「設計者」であり「事業者」。これまでは価格の面で採用されない物件ばかりなため、太く長い木材を採用する事業者へ、かつ設計者へ補助する仕組みを作って欲しい。補助額にランクを付ける事が、現段階では得策と思う。太く長い製材利用は、補助率を上げて、CLTや集成材・LVLの利用は、補助率を下げることも必要ではないか。	
51	消費者に合わせて木材を切り刻み、見合わない単価で提供して、採算が合わないと言って、税金で生活をまかなう仕組みは、うんざり。安いものは安く、高いものは高く取り扱うべきと思っている。	
52	木材を山から下ろしてくる事が、一番の難所。と聞く。そのインフラ整備に税金を投入して、木材を下ろしやすくして、注文があるから伐採するのではなく、常に伐り続け、常に下ろし続け、市場にはバリエーションに富んだ木材たちが待ち構え、そこにある木材を活かす形で設計が進み、高価な木材は高価なまま取引される。	条例の事業者の責務には、事業者の役割に他の事業者との相互の連携を位置付けます。 また、今年度からスタートしている第4期岐阜県森林づくり基本計画(R4~R8)において、山土場の原木在庫情報のデジタル化、WEBによる原木集荷システムの構築への支援等を位置付けています。
53	決して、生活費に税金を投入しない。生活費を補助した時点で、仕事をしない人間が出来あがる。補助金が無いと伐採をしないという人間が出来あがる。負のスパイラルに陥れたのは、その生活補助の仕組み。	
54	公共施設のみならず民間施設にも補助金が出たことで、まずは民間に岐阜県産材への認知、付加価値が出たことはありがたい。 短期的に使用量が伸びる、建築部材等もいいとは思いますが、長期的に活用できる家具等に幅広い条件のもと補助金が出るとありがたい。特に民間施設等は、備品予算がよほど大きな案件でない限りは前年度に予算組みすることは少ない。建築費の上下とにらめっこしながら備品予算を組むため、単年度で補助金活用ができるともっと使用されると思う。 後々、補助金がなくとも、県民ないし、県内企業、県内へ建設する企業が県産材の価値、使用する意義を認知し、補助金がなくとも使用する流れになり県内の林業、木材業のサイクルが回るようにしたい。	県産材需要拡大施設等整備事業において、公共施設だけでなく、民間施設における県産材家具等の備品の導入についても支援をしているところですが、今後は、県と事業者が締結する、県産材利用促進協定に基づき、複数年にわたる事業実施への支援等も検討します。
55	「木材」を使うことを主眼に運動を進められたい。 条例名は「県産材」利用促進であるが、建築材(構造材、床材、内装材等)家具材として、県内で生産、供給されていないもの、あっても優れものではないことがある。コンクリート、鉄、プラスチックより木が使われることをまず第一とすべきである。 「森林のたより」掲載の連載記事・「木の香るぎふの施設」を見ても、まず良い建物であり、県外製品も良いものは使われている。県内需要が増えれば、県内でも優秀な製品が生産されるようになっていこう。「県産」に目くじらたてないこと。	県産材製品にこだわらず、コンクリートや鋼製製品を木材製品に替えていくことが重要であると認識していますが、目的にもある循環型社会の形成や地域経済の活性化の視点からも、県産材の利用を促進することが重要であると考えています。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
56	<p>県産材使用増が森林、山村のみならず岐阜県のひいては我が国の環境が良くなることを分かり易く県民にPRされたい。</p> <p>風が吹けば桶屋が儲かるような話したが、県内の山村、森林、林業が活性化し、自然条件が好転し、炭素の固定もされて、居住環境、生活環境も良くなる。</p> <p>垢ぬけた編集でPRするため、飛騨産業（株）発行の雑誌「飛騨」の編集スタッフは素晴らしいと感じている。（残念ながら今号NO24で最終号となった）飛騨市の広葉樹利活用も多様なスタッフだ。毛色の変ったPRをされたい。</p>	<p>県産材利用の意義等のPRについては、多くの県民のみなさまにわかりやすい資料の作成を行うほか、周知方法についてもシンポジウムの開催や県公用車等へのステッカーの貼付、県産材利用の優良事例の表彰等、様々な方法を検討します。</p>
57	<p>運動の推進は多様な業界、人々で進められたい。</p> <p>役所主導は的外れになることが多い。また手続きも完璧無謬主義に陥り、何が目的かあいまいになりがち。また、役所は審議会でも何でも各業界団体代表を入れて、後々苦情の無いように勤めがち。民間の、多様な業界、多様な人々（肩書にとらわれない）により、おおざっぱに、型破りに進められたい。</p>	<p>県産材の利用について、関係団体だけでなく、多様な団体等、多様な人材にご協力をいただけるように努めます。</p>
58	<p>5 県の主要な施策 （2）県の建築物における県産材の利用について、「推進計画で定めるところにより、・・・」とあるが、計画で定める以上に、「法的に利用不可能な箇所を除き極力木材（県産材）を使用する。」位な定め方をしないと、使用体積は増加しないと考える。</p> <p>各市町村の建物にもこれを批准させる。</p>	<p>推進計画において、建築基準法等の法令で主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物について、規模等に応じ、木造化又は木造化を検討するなどの基準を設定することを検討します。</p> <p>県が市町村建築物にも批准させることは困難です。</p>
59	<p>5 県の主要な施策 （5）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保について、現在工務店の県産材使用においては、住宅等受注後製材業者への発注となっており、在庫がない、乾燥期間が確保できないという場合は県外材や外材使用となっている。そのため、県産材の柱・梁等普及材の在庫量について、県内製品扱い業者のネットワークを構築して、工務店への情報提供が必要であると考え。また、地域森林組合が製材業者と連携して県産材普及材のストックヤードを設けることの検討も必要であると考え。在庫を抱えることのリスクは工務店も避けていることから、その課題は多いといえるが自然乾燥の促進、人工乾燥期間短縮(CO2削減)にも寄与するといえるのではないか。</p>	<p>今年度からスタートしている第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～R8）に基づき、川上の木材生産者から川下の工務店まで連携強化を図り、木材・木製品が安定協定できるサプライチェーンの体制づくりを進めます。</p>
60	<p>「ぎふ性能表示材」の活用推進について、公共建築等に求められるJAS製品は、製材工場のJAS認定維持が困難なことからも地域認証制度が構築されて有益なものと言える。しかし、エンドユーザーにはこの制度の優位性についての理解が届いていないのが現状といえるため、PRの促進が求められる。</p> <p>性能表示材とするための検査体制としてプレカット工場は少なく、自動計測機を有しない製材所の計測費用は8,000円/㎡と高額になるため、この計測方法、費用への直接支援も必要ではないか。</p>	<p>「ぎふ性能証明材」の県民等への更なる周知に努めます。</p> <p>なお、製材所等が行う計測機械の導入について、現在も支援をしています。</p>
61	<p>5 県の主要な施策 （10）人材の育成及び確保について、若い設計者にとって木造設計は構造・積算業務等慣習もあり煩雑で敬遠されがちである。そこで、(一社)岐阜県建築士事務所協会等と県産材流通課で連携して木造に関する講習会・研修会を定期的・持続的に開催することを提案する。</p> <p>また、県産材補助金制度において設計者への支援も設けてあるが、無駄で煩雑な申請要項の見直しが必要と考える。</p>	<p>現在も法令に適合した設計ができる人材である「木造建築マイスター」の育成・認定を行っているところですが、更なる人材育成に努めます。なお、設計者への支援事業（ぎふの木づかい施設設計支援事業）は令和2年度で廃止しております。事業の制度設計にあたっては、事業主体が使いやすい制度となるよう努めます。</p>
62	<p>目的、基本理念については特に意見はない。</p>	<p>林業事業体の安定した収入の確保に向けた取組みを支援します。</p>
63	<p>関係者の責務等については、特に県の責務は大きなものがあると思う。</p> <p>それは、国産材の使用量が40%を超え、わが国の蓄積量は世界的にみて大なるものがあり、近く50%を超えるであろう。その証左として、A材、B材、C材までを国内企業が国産材にシフトしていることである。</p>	
64	<p>私は、生産者の立場で、60年程現場の仕事をして来たが、生産（60～80年）、流通、利用を通じて、その矛盾や疑問を感じるが多い。</p> <p>①どんな商品（大根、人参等も）でも生産者は、自分に入る価値、単価は承知して売買していると思う。</p> <p>②しかし材木は、銘木は別として、一般木材（A材～C材）は市場に出して、総ての経費を差し引いて、その残りの額をみて初めて自分の所得が分る。</p> <p>③近時、ウッドショックと言って、少し価格が上昇したが、生産者には全くその恩恵はない。一体だれがその利益を得たのか、その解明が必要であり、本題に対する答えのように思う。</p>	

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
65	本県の事案を根本的に改革するには、原課、議会、何より「知事の力」が必要である。私的試案はもっているが利害関係者が多くて、この場での意見は控える。	
66	全国の生産者（面積の大小に拘らず）が、「立木での販売」を指向したら、納得した価格で販売できると思う。	
67	「ぎふ木育」と初等教育の連携について、既に行われているかもしれないが、教育課程の内に、ぎふ木遊館やモリノスでの定期的な活動や、より“ぎふ木育”という言葉に親しみのある普及活動ができると良いと感じた。	現在、保育園や幼稚園、小中学校等に対し「ぎふ木育教室」や「緑と水のこども会議」、モリノスによる森の出前講座を開催しております。今後も、ぎふ木遊館やモリノスとも連携し「ぎふ木育」の普及に努めます。
68	県産材の利用が増えていくことは望ましいことと思う。それを大前提として、県産材を使って作られたものが使う人や地域にとって本当に必要なものなのかどうかを検討したうえで利用を増やしていけると尚よいと思う。	県産材利用の意義等について、多くの県民のみなさまにご理解が得られるよう、周知等に努めます。
69	5 県の主な施策 (11) 炭素貯蔵量の認定について、認定の先にある、カーボン・プライシングやJ-クレジット等の仕組みと合わせて、総合的な対応となるよう希望する。	木材利用による二酸化炭素の固定量については、今年度、国が運営するJ-クレジット制度において、伐採した木材の利用による吸収量という位置付けで、適正に評価されるよう制度の見直しがありました。炭素貯蔵量をJ-クレジット制度の仕組みと組み合わせる点については、今後の検討課題とされており、国等の動向を注視してまいります。条例に基づく炭素貯蔵量の認定については、県内の個人、企業、団体が被認定者となることを想定していますが、被認定者が認定量をカーボンオフセット等にどのように活用できるかは、国や他県の動向を踏まえ今後検討します。
70	ぎふの木を使ったぎふ木遊館は小さな赤ちゃんから大人の人も楽しめる心地良い空間であり、楽しいと感じる子どもの心と笑顔、人と森（木を使う、育てる環境循環がとても大切）も元気になるるとよい。木育＝心を育む活動はとても大切と感じている。	今年度からスタートしている第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～R8）に基づき、ぎふ木育の全県展開に努めます。
71	とても良い条例だと思うのでぜひ進めていただけると良い。	
72	3 関係者の責務等 (1) 県の責務等のウについて、私の住んでいる岐南町のように林業を営んでいる人がなく、森林と呼べるような山がない市町村は県内にもある。そのような市町村に向けて、積極的な情報提供が必要だと考える。	県産材の利用促進や、森林・林業について、多くの県民のみなさまにご理解いただけるよう、普及啓発に努めます。
73	5. 県の主要な施策 (12) 普及啓発について、ぎふ木育という言葉は今まで聞いたことがなかった。食育などと同様に幼稚園、小学校など小さい子どもの頃から木に親しむことが有効なので、大いに促進して欲しい。	今年度からスタートしている第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～R8）に基づき、ぎふ木育の全県展開に努めます。
74	森林県である岐阜県が県産材の利用によって森林を守り、脱炭素への貢献や林業の活性化、持続可能な循環する社会を構築していけるようなこの取組みに期待している。 条例（案）の中で、身近に感じる箇所は「(12) 普及啓発」の部分であり、木育やものづくりを通じて、ぎふ木育30年ビジョンや県産材利用の意味を多くの人に伝えていけたらと考えている。 また、ぎふ木遊館のようなコンセプトを持った施設や伝える人がもっと増えたらよいと感じた。	「ぎふ木育」等を通じて、県産材利用の普及啓発に努めます。 また、新たな地域拠点施設の整備や指導者の育成などにより、「ぎふ木育」の全県展開に努めます。
75	5 県の主要な施策 (12) 普及啓発について、ぎふ木遊館や木育ひろばみたいな場所が増えたり、木のおもちゃに触れられるイベントなどがもっとあると良いと思った。	今年度からスタートしている第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～R8）では、市町村の教育福祉施設等に対する「ぎふ木育ひろば」設置の支援と、既存施設の改修等による新たな地域拠点施設整備を推進することとしており、「ぎふ木育」に触れられる機会の提供に努めます。
76	「脱炭素から始まるREBORN親子環境学習ツアー」に娘と参加し、とても勉強になり、貴重な体験もさせてもらえて、親子ともに大満足できた。 低学年向け、高学年向けのプログラムがそれぞれあったが、子どもたちは内容でやりたいか判断するため、2年生の娘が希望したのは高学年向けのプログラムであり、実際の参加者もみんな低学年であった。このツアーは最後に「ふりかえり」と「発表」があり、それが大事ということもわかるが、ほとんどの子が自分で発表できなかつたり、泣き出してしまう子もいた。 せっかく楽しい体験をしても、最後に悲しく終わると残念だと感じた。 参加者の年齢によって、発表の形を「親子で発表」とか「プリントに○をつける」とかに変えらるともっと気楽に参加できるのではと思った。 また、同じツアーでも何日か開催日を設けたり、「1人1コースの申し込み」となっているが、興味のある子は複数申し込みたいのではないかと思った。	「脱炭素から始まるREBORN親子環境学習ツアー」の担当課と情報共有します。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
77	県産材の木質別の供給量はどの程度あるのかわからないが、県及び各市町村が発注する建造物や備品などをすべて県産材とすることは可能なのか。	すべてを県産材とすることは難しいため、可能な限り利用する方向性で検討します。 なお、県の建築物等における木造化及び木質化については、推進計画で基準を設ける予定です。
78	山が荒れており、台風や災害で倒れた木がそのまま放置されているが、バイオマスとして利用するには、運搬等で多額の費用がかかってしまって使えないようである。木を育てる山に蘇らせることが長い目で見て必要であると思う。	風倒木などによる災害を受けた森林については、国や県の補助事業により伐採・搬出・植栽に支援しています。 倒木等の搬出については、搬出機械導入の支援のほか、団体による搬出等について支援しています。
79	<p>(仮称)ぎふ木の国・山の国県産材利用促進条例(案)は、とても良い内容であり、ぜひ進めていただくとことを望む。</p> <p>木を植える人、木を守り育てる人、木を伐る人、木製品を作る人、その木製品を使う人。すべてがバランスよく回っていけるように、まずは県民の皆さんに、木に親しんでいただくことが大切だと考える。</p> <p>未来を担う子どもたちに、木に親しみを持たせ、木のすばらしさを伝えることができる、「ぎふ木遊館」はとても良い施設であると思う。</p> <p>できれば「ぎふ木遊館」のような施設を各市に作ってほしいが、それができなくても、現在各市にある「ぎふ木育広場」にぎふ木育指導員を定期的に派遣する等して、広く多くの子どもたちに、木育の大切さを広げる場を充実してもらうことを、心から願う。</p>	<p>県産材利用の普及啓発について、条例に位置付け、県民への県産材利用の意義等の普及啓発に努めます。</p> <p>また、今年度からスタートしている第4期岐阜県森林づくり基本計画(R4~R8)では、既存施設の改修等による新たな地域拠点施設整備を推進し、また「ぎふ木育」の指導者の活動を促進するため、「ぎふ木育ひろば」等とのマッチングを実施することとしており、より多くの子どもたちに、「ぎふ木育」の大切さを伝えるよう努めます。</p>
80	<p>日本は今、円安と輸入品コストの大幅な高騰に見舞われているが、このことは林業生産に携わる皆さんにとって、ある意味大きなチャンスが来ているのではないかとと思われる。</p> <p>そんな中、継承・持続されるべき森林として意欲的な条例の提案を歓迎する。</p>	
81	<p>間伐がなされたきれいな山を目指すため、間伐材が日当程度以上の収入となる販売先を創生する必要があるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コストを徹底して押さえたバイオマス発電施設を増設することとし、敷地は無料の場所を探し、運営を共同体を組成して行う。 ○バイオマスペレットの販売先を開拓する。昨今の三蜜を避ける風潮から薪ストーブを導入する家庭が増えているとのことであるが、薪の代替品として、取り扱いが容易な品であり、また改良することにより新しく着火剤としても利用ができれば販路は広がる。 ○プレカットを多用し「親子で作る8万円2畳半の秘密基地」を商品開発する。内容は庭に設置できる木製の小屋で遊び場・勉強部屋として使えるもの。イベント会場などで実演やホームセンターとの連携販売等により販売PRに努める。 ○プレカットにより小学校の課外事業で工作教室を開催し、この木はどここの山に生えていたかを教えるのは、岐阜県が目指す「100年の森」プロジェクトにつなげていけるのではないかと。 	条例は大きな方向性を示すものであり、個別の施策については、推進計画への位置付けや、県の施策として検討します。
82	<p>災害を起こさせない山林を目指すため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傾斜度30度以上の場所は災害発生が予測されるため間伐対象地として検討をお願いしたい。 ○河川を仲立ちとした災害の多くは下流にその被害を波及させていくものあり、広範囲に発生する事象については市町村の活動だけでは解決できない。地理的に三重県は長野県・岐阜県の山林からの恩恵を受け豊かな漁業資源を享受しているのは事実だと思われ、是非、お互いのメリット・デメリットを理解しあい協力して、それぞれの住民の生活が危険や不条理から守られる県政の推進を願うところである。 	<p>現在も水源林、溪畔林等について、清流の国ぎふ森林・環境税を活用し整備しています。</p> <p>なお、三重県など他県の住民からは、ふるさとぎふ振興寄付金として、寄付金を受け入れ、森林整備等に活用しています。</p>